

久喜市教育委員会令和6年11月定例会

開催月日 令和6年11月25日（月曜日）
開催場所 鷲宮行政センター3階 庁議室1・2
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後2時51分

久喜市教育委員会令和6年11月定例会議事日程

- 第 1 署名委員の指名
書記の指名
会議時間の決定
 - 第 2 前回会議録の承認
 - 第 3 教育長報告
 - ア 久喜市教育委員会事務局職員の人事について
 - イ 令和6年度久喜市一般会計補正予算（第8号）（案）に係る意見聴取について
 - ウ 使用許諾契約の締結の報告について（統合型校務支援システムライセンス）
 - 第 4 議事
 - 議案第52号 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について
 - 議案第53号 久喜市立小・中学校学区等審議会への諮問について
 - 議案第54号 令和6年度教育委員会の事務に関する点検・評価（令和5年度対象）について
 - 議案第55号 久喜市立小・中学校通学区域に関する規則及び久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
 - 議案第56号 久喜市就学指定校変更承認基準（区域外・市内指定校外就学の基準）の一部を改正する告示について
 - 第 5 その他
 - 次回定例会について
- 配布資料 議案書、議案参考資料、教育長報告
会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件、審議・検討等情報を含む案件のため）

教育委員

出席委員 4名

教育長 柿 沼 光 夫
委員 小野田 真 弓

教育長職務代理者 諸 橋 美津子
委員 渋谷 克 美

欠席委員 1名

委員 山 中 大 吾

事務局

教育部長 野 原 隆
教育部副部長 野 川 和 男
参事兼指導課長 飯 野 純 子
参事兼文化振興課長 齋 藤 英 行
教育総務課長 白 石 雄 一
学校施設課長 甲 田 栄 二
学校給食課長 小 林 喜 則
生涯学習課長 小 林 幸 司
公民館事業推進室長 富 澤 均 仁

教育総務課

係長 相 園 浩 一
担当主査 関 口 慎 吾

説明のための招致者

こども未来部参事兼保育幼稚園課長 堀 口 ひとみ

傍聴者 なし

午後 1時30分

◎開会の宣言

- 教育長（柿沼光夫） 皆様、こんにちは。夏から秋を通り越して冬の到来を感じるこの頃ですけれども、今年は久喜市放課後子ども教室ゆうゆうプラザが発足して20年目となり、各地区でそれぞれ記念イベントが開催されています。平成17年に国が子どもの放課後の安全な居場所づくりと豊かな体験の場として設置を奨励する中、久喜市ではいち早く地域の皆様による民間の主導でつくられたのが、このゆうゆうプラザでございます。現在、市内の全小学校で地域の実施委員、多くのサポーターの皆様、2,000人を超えるわけですが、多くの皆様に支えられ、昔の遊びや手芸、編み物、将棋、囲碁、スポーツなどを子どもたちが楽しむ、久喜市自慢の事業でございまして、関係の皆様にご心から感謝を申し上げます。

それでは、早速ですが、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員3名と私を含め4名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定にございます、教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和6年11月定例会を開会いたします。

初めに、委員の皆様にお諮りいたします。

本日の会議におきましては、教育委員会から市長部局に事務の補助執行を行っております、幼稚園に関する事務の内容を含む報告及び議案が予定されております。このことから本日は、当該事務を所管する職員に質疑応答等をお願いしたいと思っておりますが、こども未来部参事兼保育幼稚園課長の本会議への出席を許可してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） また、今年度の教育委員会定例会については、今後、幼稚園に関する事務の内容を含む報告及び議案がある際は、同様に出席いただいでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、保育幼稚園課長の出席を許可することに決定いたします。

保育幼稚園課長、よろしくお願ひいたします。

◎開議の宣告

- 教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

次に、会議の公開の是非についてお諮りいたします。

教育長報告ア及び議案第52号につきましては人事案件でありますことから、教育長報

告イ及びウにつきましては、審議・検討等情報を含む案件でありますことから、会議を公開しないこととさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、教育長報告アからウ及び議案第 52 号につきましては、会議を非公開とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

○教育長（柿沼光夫） 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第 22 条第 2 項の規定によりまして、教育長において指名させていただきます。

本日は、小野田委員と渋谷委員にお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

○教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、関口担当主査にお願いいたします。

◎会議時間の決定

○教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

○教育長（柿沼光夫） 日程第 2、前回会議録の承認を求めます。

令和 6 年 10 月 22 日に開催いたしました令和 6 年 10 月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認いただきました。

日程第 3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアからウの 3 件でございます。

教育長報告アからウ及び議案第 52 号につきましては、先ほどご了解いただきましたとおり、非公開案件でありますことから会議を非公開とさせていただきます。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 3 4 分 休 憩

午後 1 時 3 4 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

初めに、教育報告アにつきましては、事務局職員の人事に関する案件でありますことから、部長、副部長、教育総務課長を除く職員につきましては、退出をお願いいたします。暫時休憩いたします。

午後 1時34分 休 憩

午後 1時35分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 ア

○教育長（柿沼光夫） それでは、ア、久喜市教育委員会事務局職員の人事についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。
教育部長。

[非公開案件につき省略]

○教育長（柿沼光夫） 職員の入室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時37分 休 憩

午後 1時37分 休 憩

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 イ

※ 非公開事由が消滅したため会議録を公開します。

○教育長（柿沼光夫） 次に、イ、令和6年度久喜市一般会計補正予算（第8号）（案）に係る意見聴取についての報告であります。

報告の内容につきましては、各担当課長よりご説明いたします。
教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 教育長報告イ、令和6年度久喜市一般会計補正予算（第8号）（案）に係る意見聴取につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算案につきましては、久喜市議会令和6年11月定例会議に提案されるものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育費に係る部分につきまして11月11日付で梅田市長より意見聴取の諮問があり、回答期限が同日となっておりますことから、教育長専決にて原案に同意する旨、答申させていただいたものでございます。

それでは、補正予算案の内容につきまして、担当課長からご説明を申し上げます。

初めに、教育総務課所管分についてご説明申し上げます。お手元の別冊資料、令和6年度久喜市一般会計補正予算（第8号）の15ページをお開きください。下から4段目、小

学校安全監視員被服購入 71 万 8,000 円でございます。こちらにつきましては、令和 7 年度当初に安全監視員の被服を使用するに当たりまして、令和 6 年度中に契約を行う必要がございますことから債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げたいと思います。64 ページ、65 ページをお開きください。10 款教育費、6 項保健体育費、1 目保健体育総務費、事業名 3、児童生徒等健康診断・健康管理事業、補正額 233 万 6,000 円の増額で備品購入費でございます。内容といたしましては、令和 6 年度当初予算で計上いたしました屋外型 AED 収納ボックスの購入でございますが、当初は壁かけ式を予定しておりましたが、学校の外壁改修工事に支障があること及び今後の学校施設の維持管理を考慮いたしまして、自立式の AED 収納ボックスに変更いたしましたことに伴いまして、予算の増額をするものでございます。財源につきましては、クラウドファンディング型ふるさと納税寄附金、企業版ふるさと納税寄附金、小・中学校屋外 AED 設置事業寄附金を充当しているところでございます。

続きまして、66 ページ、67 ページをお開きいただければと思います。13 款諸支出金、1 項基金費、3 目育英資金基金費、事業名 1、育英資金基金積立事業、補正額 2 万 7,000 円の増額でございます。内容といたしましては、育英資金基金の運用による利息が補正前の予算の想定よりも増額しておりますことから、利子分の積立金を増額するものでございます。財源につきましては、歳入予算の財産収入の利子及び配当金を全額充当しております。

続きまして、68 ページ、69 ページをお開きください。13 款諸支出金、1 項基金費、13 目学校施設整備基金、事業名 1、学校施設整備基金積立事業、補正額 1,200 万 1,000 円の皆増でございます。内容につきましては、9 月定例会で基金条例の制定についてご議決をいただいたものでございますけれども、旧菖蒲学校給食センターを民間事業者へ譲渡するにあたっての財産処分の手続に伴いまして、新たに設置する学校施設整備基金に国庫納付金相当額を積み立てるため、元金及び利子分の積立金を計上するものでございます。なお、利子の財源につきましては、歳入予算の財産収入の利子及び配当金を充当しております。

以上が補正予算案の教育総務課所管分の概要でございます。

- 教育長（柿沼光夫） 学校施設課長。
- 学校施設課長（甲田栄二） それでは、引き続き学校施設課所管分につきましてご説明いたします。

補正予算書の 4 ページをお開きください。繰越明許費でございます。事業名、(仮称)久喜市立鷲宮義務教育学校開校準備事業、追加補正 601 万 6,000 円でございます。こちらは、9 月補正予算で説明した義務教育学校の拡張敷地をテニスコートとして整備するための設計業務委託料でございます。令和 6 年度から 7 年度にかけて業務委託を実施する予定でありますことから補正するものでございます。

次に事業名、小学校維持管理事業、追加補正 1 億 1,000 万円でございます。こちらは、

建築基準法第12条点検で指摘のございました太田小学校と清久小学校の防火シャッターを改修するための工事費でございます。現在設計中でございます。設計完了後、速やかに改修工事を実施する予定ですが、機器の製作期間や学校運営への配慮などから今年度中の完成が難しいため、補正するものでございます。

続きまして、15ページ、16ページをお開きください。債務負担行為でございます。来年度以降の学校施設の保守に係る業務委託や警備業務委託を単年度契約から長期継続契約に切り替える予定ですが、令和7年度末までに廃校となることが見込まれている鷺宮小学校と上内小学校、既に廃校となっている旧菖蒲南中学校、現在義務教育学校の整備を進めている鷺宮西中学校の昇降機、浄化槽、自家用電気工作物の保守に係る業務委託と警備業務委託について、契約期間が短期間、もしくは変更契約が必要となることが見込まれるため、債務負担行為によって対応するものでございます。

また、中学校10校の自家用電気工作物の管理業務につきましては、今年度から令和7年度にかけて体育館の空調設備設置工事を実施する予定でございます。その中でキュービクルの改修もしくは更新を予定しており、変更契約が必要となることが見込まれることから、債務負担行為にて対応するものでございます。

続きまして、60ページから63ページをお開きください。歳出でございます。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、事業名2、小学校維持管理事業、補正額4億997万2,000円の減額でございます。内訳でございますが、10節需用費2,098万5,000円の増額、12節委託料3,045万9,000円の減額、14節工事請負費4億235万8,000円の減額、22節償還金、利子及び割引料186万円の増額でございます。

内容といたしましては、需用費は電力の購入先の変更により購入単価が高くなったことにより増額するものでございます。委託料及び工事請負費につきましては、主に執行残の見込額を減額するものでございまして、栗橋西小学校の工事費増額につきましては、令和7年度に肢体不自由の児童が入学予定であることから、手すりの設置等を行うものでございます。償還金、利子、割引料につきましては、令和4年度に実施した栗橋小学校大規模改造の第1期工事について、令和6年1月16日に会計検査院による実地検査を受けた際に、国庫補助金交付額の算定に誤りがあり、過大に交付を受けていたことが判明したことから国庫に返還するためのものでございます。

続きまして、10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、事業名2、中学校維持管理事業、補正額2億1,377万7,000円の減額でございます。内訳でございますが、10節需用費1,000万9,000円の増額、12節委託料1,771万円の減額、14節工事請負費2億607万6,000円の減額でございます。内容といたしましては、小学校費と同じく、需用費は電力の購入先変更による増額でございます。委託料及び工事請負費につきましても執行残の見込額を減額するものでございます。

学校施設課からの説明は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○**学校給食課長（小林喜則）** それでは、続きまして学校給食課所管分でございます。

初めに、歳入でございます。32、33 ページをお開きください。20 款諸収入、5 項雑入、3 目雑入、5 節雑入、20 細節保健体育費雑入、補正額 208 万 7,000 円の増額でございます。こちらは、米の市場価格が高騰していることを受け、令和 6 年 11 月から学校給食の米飯価格が約 2 割上昇したことから、その価格体系に対応し、栄養バランスの取れた安全、安心な学校給食を提供するため、児童生徒分は公費負担を増額し、保護者負担軽減を図りますが、教職員等については、学校給食教職員等食材代として 1 食当たり、小学校で 23 円、中学校で 30 円を新たに負担していただくものでございます。

次に、歳出でございます。64、65 ページをお開きください。10 款教育費、6 項保健体育費、2 目学校給食費、事業番号 5、学校給食運営事業、補正額 266 万 4,000 円の減額でございます。内容でございますが、10 節需用費 1,691 万 3,000 円の増額、12 節委託料 1,957 万 7,000 円の減額でございます。

内容につきましては、需用費は都市ガス料金の高騰に伴う光熱水費の増額、次に先ほど歳入で説明いたしました米飯価格の上昇に伴う賄材料費の増額です。

次に、委託料、こちらは令和 7 年度予算編成にむけた事業見直しにおいて廃止することとなった学校給食費公会計化に係るシステム導入業務委託料を全額減額するものでございます。

次に、66、67 ページをお願いいたします。事業番号 6、学校給食費補助事業、補正額 211 万 8,000 円の増額でございます。こちらは、補助金の交付対象者が当初の見込みを上回ったことから増額するものでございます。

学校給食課からは以上でございます。

○**教育長（柿沼光夫）** 指導課長。

○**参事兼指導課長（飯野純子）** 指導課所管についてご説明いたします。

予算書 24、25 ページを御覧ください。歳入でございます。14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、5 目教育費国庫補助金、1 節教育総務費補助金のうち、2、デジタル田園都市国家構想交付金、補正額 2,783 万 7,000 円でございます。校務支援システム導入について、内閣府から導入費、設定費、使用料の経費のうち、2 分の 1 をデジタル田園都市国家交付金として交付されるものです。財源充当先は、学校 WAN 維持管理事業となります。

次に、歳出でございます。予算書 60 ページ、61 ページを御覧ください。10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、5、学校 WAN 維持管理事業、先ほどのデジタル田園都市国家交付金交付による財源内訳の変更でございます。

続きまして、予算書 62、63 ページを御覧いただきたいと思っております。10 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費、3、情報教育機器維持管理事業、補正額 224 万 6,000 円。同様に、3 項中学校費、1 目学校管理費、3、情報教育機器維持管理事業、補正額 55 万 2,000 円でございます。令和 7 年度学級増や学級配置変更対応のため、教室のネットワーク機器や大型提示装置の増設及び配置変更費用となります。

指導課からの説明は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林幸司） 続きまして、生涯学習課分について行う事業の内容をご説明させていただきます。

お手元の補正予算書 16 ページをお開き願います。第 3 表、債務負担行為の補正の追加分でございます。この表の一番下、いきいき活動センターしずか館安全対策用器具賃貸借でございます。しずか館の解体工事の着手までの間、建物周辺に落下物等の事故防止に係る安全対策用の囲いを設置することについて、令和 6 年度いっぱいまでの債務負担行為を設定しておりましたが、解体スケジュールの変更によりまして工事着手が令和 7 年 6 月頃となりますことから、期間といたしましては令和 6 年度から令和 7 年度、具体的には 4 月から 6 月分までの 3 か月分として、限度額 22 万 3,000 円とするものでございます。

次に、歳出でございます。お手元の 64 ページ、65 ページをお開きください。10 款教育費、5 項社会教育費、4 目人権教育費、事業番号 4、内下集会所解体事業、予算額 263 万 8,000 円に対しまして、263 万 8,000 円の減でございます。こちらにつきましては、内下集会所解体工事の実施に伴う、近隣関係家屋の事後調査業務委託費用を計上しておりましたが、全ての関係家屋で損傷がなく事後調査は不要と確認が取れましたことから、当該業務委託は実施せず、委託料を全額減額とするものでございます。

次に、5 目図書館費、事業番号 3、桜田コミュニティセンター内図書コーナー開設準備事業、予算額 1,025 万円に対しまして 4 万 6,000 円の減でございます。こちらにつきましては、10 月 24 日に供用を開始いたしました桜田コミュニティセンター内図書室で県産材もしくは国内産材を使用した書架等の整備が終了したことにより、その契約差金分を減額するものでございます。

生涯学習課からは以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 文化振興課長。

○参事兼文化振興課長（齋藤英行） では、文化振興課所管分についてご説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。28 ページ、29 ページを御覧いただきたいと存じます。16 款財産収入でございます。このうち 5、本多静六博士顕彰事業基金利子 3,000 円の増額でございます。こちらにつきましては、普通預金金利が引き上げられたことによりまして、9 月補正で見込んだ利率より高い利率となったため増額するものでございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。64 ページ、65 ページを御覧いただきたいと存じます。10 款教育費、5 項社会教育費、6 目文化財保護費、事業名、文化財保護事業でございます。事務事業の見直しにより、「久喜市の歴史と文化財シリーズ」の刊行を延期したことによりまして、本年度予算執行を行わないことから、協力者謝礼の 5 万円及び印刷製本費の 115 万 5,000 円の計 120 万 5,000 円を減額するものでございます。

次に、事業名、郷土資料館特別展事業の美術品梱包輸送業務委託料につきましては、特

別展での展示に当たり、他機関から借用する場合の輸送業務委託料でございますが、今回の展示では職員が自前で対応したことにより、本年度予算の執行を行わなかったことから36万3,000円を減額するものでございます。

次に、66ページ、67ページを御覧いただきたいと存じます。13款諸支出金のうち本多静六博士顕事業基金費でございます。先ほど歳入で金利が9月補正で見込んだ利率より高い利率になったため、増額補正をさせていただきましたが、併せて充当先でございます、こちらの積立事業につきましても3,000円を増額させていただくものでございます。

以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 保育幼稚園課長。

○こども未来部参事兼保育幼稚園課長（堀口ひとみ） 続きまして、保育幼稚園課の所管事業につきましてご説明いたします。

初めに、補正予算書の16ページをお開きください。債務負担行為でございます。下から2行目の栗橋幼稚園通園バス運行业務委託でございます。栗橋幼稚園に通園する児童の送迎に係るバスの運行业務について、入札などの契約準備行為を経て、令和7年4月当初から委託するため債務負担行為を設定するものです。期間につきましては、令和6年度から令和7年度まで、限度額につきましては308万円でございます。

続きまして、22ページをお開きください。歳入でございます。14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目教育費国庫負担金、2節幼稚園費負担金、細節、子育てのための施設等利用給付交付金、補正額530万円の減額でございます。こちらは、私立幼稚園の利用人数の減少により給付する施設等利用料が、当初予算編成時の見込額を下回ったことから、子育てのための施設等利用給付事業に係る国の交付金について減額するものでございます。

続きまして、26ページをお開きください。15款県支出金、1項県負担金、5目教育費県負担金、1節幼稚園費負担金、子育て支援施設等利用給付費負担金、補正額265万の減額でございます。こちらは、国の交付金と同様に、県負担金について増額するものでございます。

続きまして、補正予算書の62ページをお開きください。歳出でございます。10款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費、事業名6、私立幼稚園補助事業、補正額20万円の減額でございます。私立幼稚園施設整備費等補助金につきまして、交付決定を行い、事業費が確定したことから差額について減額補正するものでございます。

続きまして、64ページをお開きください。事業名8、子育てのための施設等利用給付事業、補正額1,060万1,000円の減額でございます。私立幼稚園の利用人数の減少により給付する施設等利用料が、当初予算編成時の見込みを下回ったことから、私立幼稚園に給付する負担金を減額するものでございます。

以上が保育幼稚園課分の所管の内容でございます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

- 委員（渋谷克美） 3点ほどありますので、順にお願いしたいと思います。
- 1点目ですが、15、16 ページに旧菖蒲南中学校の警備業務委託、浄化槽維持管理業務委託があるのですが、菖蒲南中学校は教育財産から普通財産に変更にはなっていないのでしょうか。教育委員会で所管しているのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 学校施設課長。
- 学校施設課長（甲田栄二） 普通財産に変更されておりますが、利活用が図られるまでの間は、教育委員会が補助執行という形で管理を続けることとなります。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 分かりました。2点目なのですが、小・中学校の屋外AEDの設置事業について、今回この措置で全ての学校にAEDが設置されることになるのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。
- 教育総務課長（白石雄一） 今回の事業はクラウドファンディングなどで財源が入った分だけということと予定しておったところですが、クラウドファンディング以外の寄附金も含めて全ての事業費が決まりましたので、31校全て今年度中に実施してまいります。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 今回の補正の中に、収納のための自立式の収納ボックスという話があったと思うのですが、具体的に屋外の置く場所というのはどういったところになるのでしょうか。盗難等が心配されますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。
- 教育総務課長（白石雄一） 設置の場所については、学校のつけやすい場所というところで、校長先生に相談の上、設置をしてまいりたいと思います。盗難の可能性は何をやっても完全に否定できるものではないと思いますが、いたずらされた場合などは警報が出るシステムになっているということなので、可能性は低いと考えております。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 分かりました。3点目の質問なのですが、学校給食費の補助事業について、米飯価格の高騰によって11月からまた値上がりして、小学校では53円、中学校で67円負担しているわけですが、来年度以降についてはどのようにする予定でしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。
- 学校給食課長（小林喜則） 来年度予算につきましては、ただいままさに編成中でございますので、明確なことは言えないところでございますけれども、世の中の状況を見る限り、教育委員会としてはできるだけ続けたほうが良いと考えているところでございます。
- 委員（渋谷克美） 分かりました。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**教育長（柿沼光夫）** それでは、ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎**教育長報告** ウ

※ 非公開事由が消滅したため会議録を公開します。

○**教育長（柿沼光夫）** 次に、ウ、使用許諾契約の締結の報告について（統合型校務支援システムライセンス）の報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。

指導課長。

○**参事兼指導課長（飯野純子）** 本契約の締結は、議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例第2条に規定する契約の締結に該当することから、議会に報告するものでございます。

契約の名称は、久喜市統合型校務支援システム導入に係るライセンス使用許諾、契約の目的は、データの適切な一元管理及び業務効率化を推進し、教育環境の充実を図るものでございます。契約の金額は総額で1億994万5,000円、契約の方法は随意契約でございます。

なお、事業者の選定につきましては、プロポーザルにより実施し、応募のあった3者の中から優先候補者を決定した上で、当該事業者と契約したものでございます。

契約の相手方は、株式会社EDUCOM東京本社、代表取締役兼COO、小林泰平でございます。契約の期間は、令和6年10月30日から令和11年12月31日まででございます。

統合型校務支援システムとは、児童生徒の学籍管理や出席管理、成績管理や保健管理をはじめ日々の学校運営に当たり、教職員が行う事務を支援するためのシステムでございます。

なお、これらにつきましては、これまで久喜市の学校WAN環境でも運用してまいりましたが、国の方針に基づきフルクラウド環境を構築し、クラウドで運用していくものでございます。

説明は以上でございます。

○**教育長（柿沼光夫）** ただいまの報告に対しましてご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）** この契約の目的に、業務の効率化を推進し教育環境の充実を図るとありますが、このシステムの導入により、具体的に例えば事務処理時間の短縮ですとか経費の削減について、どの程度の効率化が図れると見込んでいるのでしょうか。

○**教育長（柿沼光夫）** 指導課長。

○**参事兼指導課長（飯野純子）** この統合型校務支援システムについては、現在も今の環境下で使われているものでございますので、校務がかなり削減されるかというところは、まだ見えていないところでございます。ただ、今と大きく変わるの、クラウド化される

ということにおいて、職員室で作業をするという場所の限定がなくなりますので、そういった中で効率化は図られると考えているところです。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 場所の限定がなくなるということは、逆に自宅でもできるということなんでしょうか。そうした場合、持ち帰ってその仕事をするということにもなってくるかと思えますので、その辺が懸念されるのですが、どのようにお考えでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 場所については、自宅でもできる環境が整っていきます。もちろん自宅での作業にあたり、情報の漏えい対策については、きちんと使い方を教職員と確認し、指導しながら進めていくところではございますが、今まで紙を持ち帰るとか、そういったところがデータになるということで、きちんと認証するということで安全を確保しながら進められる状況でもありますので、使い方については随時見直し、指導しながら進めていくということになると思います。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） このEDUCOMのホームページを見ますと、GIGAスクール構想で児童生徒に1人1台端末が普及したことを受けて、このシステムと連携した児童生徒の端末、それから保護者向けのサービスを拡充して、学校全体の活動を支援するサポートの提供を目指すところなのですが、今後この5年間で久喜市の児童生徒の端末、あるいは保護者の端末ですとか、そういったものと、このシステムを連携させていくという考えはあるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 例えば、現在は出欠席については、学校が簡易に作成したもので報告を受ける形になっています。それが、家庭からこのシステムを使うことで安定して出欠席の報告ができるような形がとれたりですとか、あとは保健関係のデータについて、こちらが確認したものをデータとして保護者にお見せする、個人のものをつなげていくことができたりするということで、可能性は秘めているかなと思います。これからできるものを少しずつ増やしていければと考えております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 今、出欠の関係のお話がありましたが、現在は児童の端末を使ったりして欠席の連絡というものをやり取りしているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 出欠席の連絡については、グーグルのフォームというものを使って、そこに入力をするというようなやり方です。出欠席は様々な端末、保護者のスマホ等でも入力できるほうが望ましいと思っておりますので、子どもたちの端末に限らず、そういった取組をしています。これが、システムの連携により、出欠席の連絡を受けると出欠席簿にも反映する仕組みになれば、校務の効率化が図れると思います。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、ご質問なしとの声がありますので、質問を打ち切ります。

以上で教育長報告を終了いたします。

日程第4、議事に入ります。

◎議案第52号

○教育長（柿沼光夫） 初めに、議案第52号を上程し、これを議題といたします。

議案書の1ページを御覧ください。議案第52号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして、会議の非公開を解きます。

〔非公開を解く〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 2時12分 休 憩

午後 2時12分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第53号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第53号を上程し、これを議題といたします。

議案書の3ページを御覧ください。議案第53号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第53号 久喜市立小・中学校学区等審議会への諮問について
につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

（仮称）久喜市立鷺宮義務教育学校の開校等に伴う通学区域の検討について、別紙のと
おり久喜市立小・中学校学区等審議会へ諮問したいので議決を求めますのでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 議案第53号 久喜市立小・中学校学区等審議会への諮問に
ついてご説明申し上げます。

議案書の4ページを御覧ください。諮問の内容が2点ございます。初めに、久喜市立鷺
宮小学校の通学区域についてでございます。上内小学校につきましては、令和4年4月か
ら休校といたしまして、それまで上内小学校に通学していた児童につきましては、鷺宮小
学校へ通学しているところでございます。一方で、廃止した公共施設については、公共施
設アセットマネジメントの観点から売却を前提に検討を進めることとしているところで
ございます。このたび上内小学校につきましても、なるべく早期に売却を前提とした検討
を開始できるよう、上内小学校の廃校が当初の予定から前倒しになりましたことから、休

校中の上内小学校を廃校することに伴いまして、鷺宮小学校の通学区域について諮問をするものでございます。

次に、(仮称)久喜市立鷺宮義務教育学校の通学区域についてでございます。義務教育学校につきましては、令和8年4月1日に現在の鷺宮西中学校の位置に開校できるよう準備をしているところでございます。このことから開校後の義務教育学校の通学区域について諮問をするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○教育長(柿沼光夫) 議案第53号について質疑をお受けいたします。

小野田委員。

○委員(小野田真弓) 今まで上内小学校に通っていた児童が鷺宮小学校に通うというのは、もう行っていますが、上内小学校から今度義務教育学校に通うときは、鷺宮小学校区からではなく、そのまま行ったほうが近いとか、そういうものの通学区の見直しになるのでしょうか。

○教育長(柿沼光夫) 教育総務課長。

○教育総務課長(白石雄一) まず、鷺宮小学校の通学区域から説明させていただきたいと思います。現在、上内小学校については、この4ページに記載のとおり、諸手続の関係もありまして、令和7年4月30日廃校というように予定しているところですが、ここについては、実態とすると現在通っているとおりとなりますが、休校から廃校となることに伴い、例規の改正等も必要となりますことから、鷺宮小学校の通学区域について諮問させていただくところでございます。

(2)の義務教育学校の(仮称)久喜市立鷺宮義務教育学校の区域については、具体的には審議会で検討いただくところではございますけれども、現在の鷺宮小学校と上内小学校の区域の児童が、そのまま鷺宮西中学校のある場所に新しくできる義務教育学校に通うイメージになります。

ですので、時系列的には一旦上内小学校が廃校になってしまうので、上内小学校の学区が鷺宮小学校の学区に統合され、その後、鷺宮小学校の学区が義務教育学校の学区になるような流れで事務局としては想定して、諮問をさせていただく予定です。

○教育長(柿沼光夫) ほかにございますでしょうか。

渋谷委員。

○委員(渋谷克美) 上内小学校の廃校時期について、4月30日となっておりますが、3月31日でなく、4月30日というのは何か理由があるのでしょうか。

○教育長(柿沼光夫) 教育総務課長。

○教育総務課長(白石雄一) 廃校に当たりましては、市議会の議決が必要でございます。市議会の議決日が3月の下旬になるのですが、それから県に届出をするということになっていまして、県の事務処理期間が30日となりますので、これに伴い廃校時期は4月末ということで想定しているところです。

- 委員（渋谷克美） 分かりました。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。
諸橋委員。
- 教育長職務代理人（諸橋美津子） もし義務教育学校ができた場合、今の鷺宮小学校に通っている児童はそのまま行くというイメージなのですが、これをわざわざ諮問するというのは何か理由があるのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。
- 教育総務課長（白石雄一） これまでの検討の経緯を踏まえ、今鷺宮小学校に通われている児童がそのまま義務教育学校に通うというイメージで進めているところですが、正式に学区等について諮問をしてこなかったということがありますので、ここで改めて諮問し、答申をいただいて決定をするということになります。
- 教育長職務代理人（諸橋美津子） 分かりました。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 教育長（柿沼光夫） それでは、特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。
各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。
よって、議案第 53 号 久喜市立小・中学校学区等審議会への諮問については全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。
- ◎議案第 54 号
- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 54 号を上程し、これを議題といたします。
議案書の 5 ページを御覧ください。議案第 54 号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。
- 教育部長（野原隆） 議案第 54 号 令和 6 年度教育委員会の事務に関する点検・評価（令和 5 年度対象）についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づく、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、別冊のとおりとすることについて議決を求めるものでございます。
議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。
- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。
- 教育総務課長（白石雄一） それでは、議案第 54 号 令和 6 年度教育委員会の事務に関する点検・評価（令和 5 年度対象）につきましてご説明申し上げます。
議案書の別冊、令和 6 年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書（令和 5 年度対象）の 1 ページを御覧ください。初めに、1 の点検・評価の趣旨でございます。教育委員会の事務に関する点検・評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第26条の規定により、事務の管理及び執行の状況について点検・評価をし、報告書の作成、議会への提出、さらには公表が義務づけられています。

次に、2の点検・評価の対象及び方法でございます。(1)の点検・評価の対象でございます。久喜市教育委員会で策定いたしました令和5年度から令和9年度までを計画期間とする第3期久喜市教育振興基本計画で設定した数値目標と、同計画の令和5年度の実施計画で示した取組における進捗状況で評価するものでございます。

(2)の点検・評価の方法につきましては、第3期久喜市教育振興基本計画で設定いたしました77の数値目標について、毎年の目標値と、それに対する実績値を比較することで点検・評価を実施いたしました。また、同計画の実施計画で示しました233の取組について、大項目ごとに成果、課題を分析し、今後の方向性を示す形で一覧にまとめて点検・評価を実施いたしました。項目ごとの点検・評価の結果につきましては、10ページ以降に3つの基本目標ごとに章立てをし、取組における点検・評価並びに数値目標における点検・評価を一覧表の形で掲載しております。

なお、この点検・評価を実施するに当たりましては、教育に関し学識経験を有する方の知見を活用することとなっております。このことから令和6年10月8日に開催いたしました点検・評価の会議におきまして、元久喜市立久喜小学校長で東京学芸大学教職大学院特命教授の田村俊一氏と、元越谷市立大沢小学校長で共栄大学教育学部客員教授の長井圭子氏の2名からご意見等を頂戴し、施策ごとにまとめて掲載させていただきました。

次に、2ページ、3の点検・評価の構成でございます。点検・評価につきましては、10ページ以降に結果を掲載しております。

なお、令和7年度から新たに第3期久喜市教育振興基本計画の計画期間となることから、今年度につきましては今まで以上に分かりやすく見やすく、分かりやすい点検・評価報告書となるよう、レイアウトの見直しを行ったところでございます。見直し後の点検・評価調書の見方につきましては、このページに記載のとおりでございます。達成度評価の段階指標を設定した上で達成度の評価を実施いたしました。

続きまして、3ページを御覧ください。初めに、1の教育委員会の構成でございます。令和5年度の教育委員会の構成員の一覧を掲載いたしました。

次に、3ページから8ページにかけて、2の教育委員会会議の開催状況でございます。令和5年度は定例会を計12回開催しており、開催日と審議内容等の一覧を掲載いたしました。

次に、8ページの3の総合教育会議の開催状況でございます。地方公共団体の長が主催する総合教育会議は、令和5年度に2回開催されており、開会日と協議・調整内容の一覧を掲載いたしました。

最後に、同じく8ページの4の教育委員会委員の教育施設訪問状況でございます。令和5年度は、教育委員会会議に併せまして、久喜市立久喜東小学校及び久喜市立学校給食センターを訪問いたしました。

以上が、簡単ではございますが、教育委員会の事務に関する点検・評価に当たりましての概要でございます。

10 ページ以降に掲載いたしました点検・評価の内容につきまして、本来であれば一つ一つ説明を申し上げるところではございますが、事前に資料を配付させていただいておりますことから、具体的な説明につきましては省略させていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくご審議のほど、お願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） それでは、議案第 54 号について質疑をお受けいたします。

諸橋委員。

○教育長職務代理者（諸橋美津子） 何点かあるのですが、まず 10 ページの人権教育指導者の養成というところなのですけれども、この指導者の養成というのはどのような方法で行って、受講した方々というのはどのように生かされているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林幸司） 社会人権教育指導者養成講座ですが、基本的には主に企業の方、あとは地域の方、P T Aの方等に参加いただいて、昨年度で言えば県の人権推進課の講師を呼びまして人権の講話をいただいて、人権の啓発を行っていくという事業でございます。

○教育長（柿沼光夫） 諸橋委員。

○教育長職務代理者（諸橋美津子） 養成というよりは、受講するだけというような感じでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林幸司） 講習を受けていただいて、それを例えば企業の方であれば企業に持ち帰っていただいて、その企業内の人権研修を進めていただく、そのきっかけとして使っていただいているというふうに認識しております。

○教育長職務代理者（諸橋美津子） 分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 全部で 4 点ほどお伺いしたいと思います。順にお願いいたします。

まず、10 ページの人権教育事業の推進の中の見える化で、「人権それは愛」の掲載というのがあります。今回は令和 5 年度の結果ということで、12 回掲載されたわけですが、令和 6 年度は「人権それは愛」の掲載そのものをしていないと思うのですが、この目標値について、今後どのような方向で考えているのか教えてください。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林幸司） 「人権それは愛」というコーナーですが、もともと埼玉 12 市町において共同で取り組んできた啓発事業で、広報紙のほうに毎月掲載をさせていただいていたものでございます。これにつきましては、令和 6 年度からは、「人権それは愛」というコーナータイトルではありませんが、人権コーナーということで今も広報紙に毎

月掲載させていただいて、人権啓発を進めているところでございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） そうしますと、この点検・評価については、今後この「人権それは愛」という表記は変える予定なのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林幸司） これについては、計画策定時のコーナーの名称が「人権それは愛」でしたので、このような表記となっておりますけれども、今後計画を改訂する際等、記事、タイトルに合わせたような表記に変更していきたいと考えております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 今後変更も検討していくということですね。

続いてなのですが、今度は30、31ページの見える化の中で、今の項目と同じような形なのですが、30ページでは1日1回の読書をしている児童生徒の割合について、31ページでは「今住んでいる地域の行事に参加している」児童生徒の割合についてということですが、この下のほうに米印の2として、令和5年度より全国学力・学習状況調査において、当該項目がなくなるため実績値がありませんとあるのですが、これについては今後どのように取り組んでいく予定でしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 評価書の作り方の関係ですので、私からお話しさせていただきます。先ほどの「人権それは愛」につきましては、「人権それは愛」そのもののコーナーはありませんが、目標に対して実績が比較できるような取組を行っているので、来年度も表記の仕方を考えながら実施していくということになります。学力・学習状況調査につきましては、調査項目そのものがないので、実績値が出ない場合につきましては、やむを得ず評価の対象としては外していくということになってまいります。教育振興基本計画本体はこれらの項目の目標を記載した内容で策定済みですので、計画そのものを見直すというのはなかなか難しいところもありますので、これらの指標達成に向けた取組はやっていきますけれども、実績の評価としては、ここでいう実績値は出ないという形になってまいります。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） そうしますと、こちらの30、31ページにあるこれらの見える化の数値については、評価の対象からなくしていくという理解でよろしいですか。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 計画の目標値としては変更できませんが、実際には評価ができない項目となりますので、点検・評価報告書上での表記の仕方については、今後検討してまいります。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 続きまして、56ページの見える化の中の市民大学の入学者数のこと

なのですが、令和5年度の目標値が15人で実績値が11人、令和3年度から毎年減っている状況ですけれども、この市民大学については、そもそも定員が40人ということになっていると思います。それが目標値が15人という、定員の約4割弱に設定されているわけなのですが、この目標値はどういう考えで設定したのか教えてください。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林幸司） 市民大学の入学者数の目標値の設定についてでございます。計画をつくりました際に、平成29年度から令和3年度までの5か年間の入学者数の平均を考慮し、そのときの現状値が約13人ぐらいでしたので、1年ごとに2名から3名ずつ入学者を増やしていきたいということで、24人という目標を設定させていただいたところでございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 実際がそうだというのは分かるのですが、定員40人というのはそれほど大きい数字でもないと思いますし、他の自治体の同じような市民大学の状況等を見ましても、結構同じような定員で定員いっぱいになっているのも見受けられます。この目標設定だと、最初からそんなに集まらなくてもいいやという感じを受けてしまうのですが、どのようにお考えですか。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林幸司） 市民大学の学生募集につきましては、今後も市のホームページ、公共施設での掲示、また、昨年度でいいますと例えば各区長会にお邪魔させていただいて説明するなどして、入学者の増加を狙っているところでございます。また、それに併せて、実際に市大に通っている方々に市大の魅力をもっと外に向けてPRしてもらうために、市大生の意見を伺いながら、講座の内容ですとか授業の内容も少し変化させながら、少しでも魅力を増すようにしております。そういったことも含めて市の広報紙で特集を組んだりして、魅力が少しでも広く伝わるように努力しているところでございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） いろいろご苦労されているというのは分かるのですが、実績値からすると減っている状況ということは、もうこれは事実だと思うのです。ですから、さらなる努力というか、ちょっと考え方の切り口を変えるとか、もうちょっとその辺を考えていただけたらと思います。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林幸司） 高齢者大学ですと、実際に高齢者大学の学生さん、OB会も含めてなのですが、そういったところからの口コミによるお知らせで今年も人数が増えている状況がございます。ですので、今受講されている市民大学の皆様にも、率先してPRしていただき、また私どもも効果的なPR方法について研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 分かりました。よろしくお願いします。

それでは、さらにもう一点お伺いしたいのですが、64 ページの2の文化財の保存・継承のところですが、評価欄の後段のほうに「また、埋蔵文化財包蔵地内における開発行為等により埋蔵文化財が破壊されないよう、事前に試掘調査を行うことにより（8件実施）、埋蔵文化財を適切に保存することができました」とありますが、令和5年度は試掘調査のみで本調査はなかったと理解してよろしいでしょうか。ここで試掘調査により埋蔵文化財を適切に保存することができたという表現なのですが、これがよく理解できないのですが、これは具体的にどのような状況なのか、説明していただければと思います。

○教育長（柿沼光夫） 文化振興課長。

○参事兼文化振興課長（齋藤英行） 試掘調査につきましては、令和5年度は8回行っております。こちらの評価のところの記述の関係でございますが、確かに試掘調査を行うことにより埋蔵文化財が保存されたというのは、ちょっと表現がおかしかったと思っております。あくまで試掘調査というのは、埋蔵文化財が埋設されている可能性があるかどうかを調査するもので、それイコール保存ということではございませんので、この表記につきましては、次回以降訂正させていただきたいと考えております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） おっしゃるとおりだと思います。いろいろ考える中で試掘調査で保存されたというのは、例えば一般住宅を建てるに当たって盛土をして、その上に家を建てるという意味で保存されたのかなという、そういう理解もあるかと思ったのですが、やはりこの文脈はおかしいと思いますので、よく見直していただけたらと思います。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

諸橋委員。

○教育長職務代理人（諸橋美津子） 48 ページの学校保健の充実についてなのですが、この評価の中で、例えば、虫歯の治療率の低さが課題ですなど、子どもたちの健康に関することが載っています。不登校で学校に来られない児童生徒で、内科検診、歯科検診を受ける状況にない方が全国でもいらっしゃるというような話を聞いていますが、久喜市の場合はそういった児童生徒は、検診を受けられているのか、また、その治療がどのようになっているかの追跡調査、そういったことはされているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 不登校などでなかなか学校へ行けていない児童生徒に向けてというわけではないのですが、体調不良で学校へ行けなかったとか、そういった場合もありますので、別日で予備日を設けまして、学校ではない別の場所でも健康診断をやっておりますので、そのご案内をして健康診断を受けてもらうように促しているところがございます。

○教育長（柿沼光夫） 諸橋委員。

- 教育長職務代理者（諸橋美津子） 不登校で全然学校に来られていないお子さんも、その日に合わせて受けられるような対策はしているのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。
- 教育総務課長（白石雄一） 学校に通常どおりに登校されている方も含めて、100%というわけにはなかなかいかないところですが、かなり100%に近い数字で健康診断を受診していただいていると考えています。
- 教育長（柿沼光夫） よろしいですか。ほかにございますか。
小野田委員。
- 委員（小野田真弓） 26 ページの取組の見える化のところ、3級以上の英検を持っている生徒の割合が減っているということで、評価のところでも向上していないことが課題ですと書いてありますが、3級以上で検定料の補助もあったかと思うのですが、ここが減っているというのは何か問題があったからなのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（飯野純子） おっしゃるとおり、令和5年度については少し減っている状況でございまして、本年度は3級の取得を目指すように声かけをしております。また英検の補助ということで、本年度から中学校2年生から補助を受けられるようになっておりますので、長い目で見ながら上昇に向けて取組を進めていきたいと考えております。
- 教育長（柿沼光夫） よろしいですか。ほかにございますでしょうか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。
各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。
よって、議案第54号 令和6年度教育委員会の事務に関する点検・評価（令和5年度対象）については全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。
◎議案第55号
- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第55号を上程し、これを議題といたします。
議案書6ページを御覧ください。議案第55号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。
- 教育部長（野原隆） 議案第55号 久喜市立小・中学校通学区域に関する規則及び久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。
久喜市立小・中学校通学区域に関する規則及び久喜市立図書館条例施行規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。
議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。
- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 議案第 55 号 久喜市立小・中学校通学区域に関する規則及び久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

議案書 7 ページ及び議案参考資料の 1 ページから 2 ページを御覧ください。このたびの改正は、行政手続における特定の個人の識別をするための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正により、健康保険証が個人番号カードのマイナ保険証に移行されることに伴いまして、健康保険証について規定している例規について改正を行うものでございます。久喜市立小・中学校通学区域に関する規則及び久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について一括して一部改正するものでございます。

第 1 条は、久喜市立小・中学校通学区域に関する規則の一部改正でございます。

議案参考資料の新旧対照表は 1 ページでございます。別表第 3 の健康保険証につきまして、保護者の就労状況を確認する証明書類として規定しておりましたが、マイナ保険証では就労状況が確認できないことから、それを削除するものでございます。

第 2 条は、久喜市立図書館条例施行規則の一部改正でございます。議案参考資料の新旧対照表は 1 ページでございます。様式第 1 号中、受付時の本人確認書類の欄の保険証につきまして、個人番号カードに改めるとともに順番の入替えを行うものでございます。

最後に、附則でございます。この規則は、法律の施行日であります令和 6 年 12 月 2 日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 55 号について質疑をお受けします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 保険証が削られて個人番号カードが入るわけですが、マイナ保険証に代わる資格確認書というのも出されるかと思いますが、これはこの中のその他の中に含まれるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林幸司） お見込みのとおりでございます。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号 久喜市立小・中学校通学区域に関する規則及び久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則については全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 56 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 56 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 8 ページを御覧ください。議案第 56 号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

- 教育部長（野原隆）** 議案第 56 号 久喜市就学指定校変更承認基準（区域外・市内指定校外就学の基準）の一部を改正する告示についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市就学指定校変更承認基準（区域外・市内指定校外就学の基準）の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

- 教育長（柿沼光夫）** 教育総務課長。
○**教育総務課長（白石雄一）** 議案第 56 号 久喜市就学指定校変更承認基準（区域外・市内指定校外就学の基準）の一部を改正する告示についてご説明申し上げます。

議案書の 9 ページ及び議案参考資料の 3 ページを御覧ください。このたびの改正は、先ほどご議決いただいた議案第 55 号と同様に、健康保険証に係る規定の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、久喜市立小・中学校通学区域に関する規則と同様に、別表中の健康保険証の記載を削除するものでございます。

次に、附則でございます。この告示につきましても、先ほどの規則と同様に令和 6 年 12 月 2 日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 教育長（柿沼光夫）** 議案第 56 号について質疑をお受けいたします。
渋谷委員。

- 委員（渋谷克美）** 直接議案とは関係しない意見なのですが、参考資料の 1 ページと 3 ページにある表の中に「学童保育室」という表現があるのですがけれども、久喜市では放課後児童クラブという表現を使っているかと思えます。放課後児童クラブは小学校 6 年生までが利用しているわけですがけれども、特に小学校の高学年児童に対しては、保育というこの表現はあまりなじまないのではないかと思います。ですから、次の何か機会がありましたら、この表現を放課後児童クラブという形にでもしたほうがよいのではないかと個人的には思っております。

- 教育長（柿沼光夫）** 教育総務課長。
○**教育総務課長（白石雄一）** いただいたご意見を参考に検討してみたいと思えます。
○**教育長（柿沼光夫）** ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫）** それでは、特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。
各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫）** 異議なしと認めます。

よって、議案第 56 号 久喜市就学指定校変更承認基準（区域外・市内指定校外就学の基準）の一部を改正する告示については全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の審議は、全て終了いたしました。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第 5、その他の次回の定例会についてでございます。

開催日の案について、事務局より説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

次回につきましては、令和 6 年 12 月 23 日月曜日、午後 1 時 30 分から、会場は鷺宮行政センター 3 階、庁議室 1・2 で開会ということをご提案申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は 12 月 23 日月曜日、時間は午後 1 時 30 分から、会場は鷺宮行政センター 3 階、庁議室 1・2 とさせていただきます。詳細は、追って事務局からお知らせいたします。

午後 2 時 5 1 分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和 6 年 11 月定例会を閉議、閉会といたします。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和6年12月23日

教育長 柿 沼 光 夫

委 員 小野田 真 弓

委 員 洪 谷 克 美